

イトカワ微粒子等展示物貸与条件

イトカワ微粒子その他の JAXA が貸与する物（以下「本展示物」と総称します。）の展示（以下「本展示」といいます。）を実施するため、JAXA から本展示物の貸与（以下「本貸与」といいます。）を受けた団体・法人（以下「本展示実施者」といいます。）は、イトカワ微粒子が世界で唯一のものであり代替品は存在しない国民の貴重な財産であることを十分にご認識のうえ、貸与期間中は、以下の貸与条件を了解かつ遵守し、本展示物及び本展示の実施に支障が生じないよう細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

- ① 本展示は、教育や学術・科学技術の振興など公益目的に限るものとし、当該目的以外での本展示物の利用はご遠慮ください。
- ② 入場者から本展示についての入場料等の対価の徴収はしないものとします。（展示会場において通常徴収している入場料等がある場合は、本展示のためにこれに加算することはご遠慮下さい。）
- ③ JAXA が指定する貸与期間（以下「本貸与期間」といいます。）に限り、無償で本展示物の貸与を受けることができるものとし、本貸与期間の延長は一切認められません。なお、本展示物の引渡し及び返還は、JAXA が指定する場所にて行うものとします。
- ④ 本展示物の往復の輸送、設営・撤収、維持・管理に要する費用その他本展示に係る一切の費用（保険料を含みます。）は、本展示実施者にてご負担いただくものとします。
- ⑤ 本展示物の輸送（梱包から展示までの一連の行為を含む。）には、精密機器の輸送を行うことができる業者を使用するものとします。
- ⑥ 本展示物の貸与にあつては、貸与仮決定通知書の受け取りから 10 日以内に、輸送計画書ならびに警備計画書（いずれも請負業者名義ならびに社印の押印要）を JAXA に提出することとし、期日までに提出がない場合または条件を満たしていない場合には JAXA は貸与を取りやめることもあります。
- ⑦ 本展示は、別に掲げる「イトカワ微粒子等展示物取扱要領」に定めるところに従うものとし、本展示物の加工・改造、JAXA のイメージを損なう展示等は一切行わないものとします。
- ⑧ JAXA は、本展示の準備及び実施状況について、随時実地検査を行い、必要な報告を求めることができるものとします。また、JAXA が本展示物の維持・管理方法、展示方法、その他本展示に関する事項について必要な指示を行った場合には、これに従うものとし、
- ⑨ 本展示及び本展示物が宇宙航空研究開発機構（JAXA）の協力又は提供である旨を展示会場及び本展示の告知ポスター・チラシ等において、表示するものとします（表示例「協力：宇宙航空研究開発機構（JAXA）」、「提供：宇宙航空研究開発機構（JAXA）」）。当該表示を含め、本展示において、宇宙航空研究開発機構又は JAXA の名称を使用する場合には、予め原稿等で使用方法を具体的に示し、JAXA の事前承認を得るものとしま

す。

- ⑩本展示の告知ポスター・チラシ等を作成する場合には、JAXA が広報用に公開している画像・映像等を利用することができますが、その場合には、別途、JAXA が定める使用条件（「JAXA デジタルアーカイブスご利用案内」（ホームページ URL http://jda.jaxa.jp/jda/service_j.html）を遵守の上、手続き等を行うものとします。
- ⑪ 本展示物（これらの写真や映像等を含みます。）を商業目的で使用するを一切禁止します。
- ⑫ 本展示においては、本展示物に毀損・滅失・盗難等（以下「毀損等」といいます。）が生じないように、細心の注意を払って本展示物を取り扱うものとします。万が一、本展示物に毀損等が生じた場合には、直ちに JAXA にその詳細な内容を通知するものとし、また当該毀損等が天災・火災・盗難等による場合、JAXA の指示に従い官公署の証明書をあわせ提出するものとします。当該毀損等については、JAXA の求めに応じ、その損害を賠償し、及び/又は、代替品の提供等をするものとします。また、当該毀損等に係る損害を補填するため、適切な内容の保険を付保するものとします（但し、イトカワ微粒子は保険対象から除外することができるものとします。）。
- ⑬ 万が一、イトカワ微粒子等に滅失・盗難が生じた場合には、遅滞なく JAXA に通知し、対応を協議するものとし、滅失・盗難の事実を本展示実施者はインターネットを通じて公表し、またプレスリリースを発出するものとします。
- ⑭本展示に関連して、(i) 第三者に損害を与えた場合、又は、(ii) 第三者から苦情・クレームが寄せられ、その他第三者との間に紛争が生じた場合、すべて本展示実施者の責任と費用で解決するものとし、JAXA には何ら迷惑を及ぼさないものとします。
- ⑮ 本展示実施者がこの貸与条件に違反した場合その他本展示を継続することに重大な支障があると認められた場合は、本貸与は解除され、本展示物を返還するものとします。
- ⑯ JAXA が緊急に使用する必要が生じた場合その他やむを得ない事由が生じた場合は、(i) 本展示物の全部又は一部が変更され又は本貸与を解除される場合があること、及び、(ii) 本貸与期間中であっても、本展示物の全部又は一部を返還していただく場合があることを予め了解します。⑬及び⑭の場合、JAXA は、本展示実施者に損害が生じても何ら責任を負うものではありません。
- ⑰ 本展示物の転貸、譲渡又は本展示物に担保権その他の負担を設定すること、及び、本貸与に係る権利・義務を JAXA の事前承諾なく第三者に移転することは一切禁止します。
- ⑱ 本貸与に関し、この貸与条件に定めのない事項については、本貸与の趣旨にのっとり、JAXA と本展示実施者が誠実に協議の上定めるものとします。なお、本貸与に関する両者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

イトカワ微粒子等展示物取扱要領

※展示物の状態及び研究解析上の要求に基づき、以下に示す取扱要領の諸条件については、予告なく変更となる場合がございます。予めご了承ください。

1. 展示物の内容

(1) 基本セット

①イトカワ微粒子（フランジ入り）RA-QD02-0191

②実体顕微鏡

③照明用 LED ライト

④ハウジング

（ハウジング最大外寸： 幅 42cm×奥行 60cm×高さ 66cm

輸送ケース最大外寸：幅 62cm×奥行 62cm×高さ 55cm）

⑤はやぶさ成果説明パネル

(2) オプション

⑥「はやぶさ」探査機のスケール模型

⑦「はやぶさ」プロジェクト解説パネル

2. 展示方法について

展示物の基本セットの展示状態管理・条件は以下の通りです。

1. 基本セットを扱うにあたっては、国立科学博物館以外の展示に供している世界で唯一の微粒子であり、国民の貴重な財産であることを十分に認識のうえ行うこと。
2. 基本セットを展示する場所は屋内とすること。
3. 基本セットの紫外線による劣化を防ぐため、直射日光を避け展示すること。
4. イトカワ微粒子が保管されているフランジは素手で取り扱わず、パウダーフリーの手袋を着用すること。
5. イトカワ微粒子が保管されているフランジを水で濡らさないこと。また、結露させないこと。
6. イトカワ微粒子が保管されているフランジを逆さまにしないこと。
7. 実体顕微鏡の取扱いの際には、通常顕微鏡の操作を行っている担当者が行うこと。
8. 実体顕微鏡の接眼レンズ、焦点ハンドルは必ず固定し、観察者が自由に変更することがないようにすること。
9. ハウジングの固定箇所は付属のネジで全て固定すること。

3. 警備条件について

展示物の警備条件については下記の通りです。

1. 原則として、展示会場に精通した警備業者を利用すること（日頃から会場の警備を行っている業者が望ましい。）。

2. 原則として、24 時間の警備体制とすること。
3. 展示期間中は、展示物に来場者がアクセスしないよう、また展示物の盗難や破壊に遭わぬよう、展示ケース付近に1名以上の警備員を配置し警備に当たること。
4. 展示閉会后及び夜間は施錠等により外部から展示物に対するアクセスを排除し、その状態を監視し、何かあった場合には即座に対応できるよう、1名以上の巡回警備体制を取って警備に当たること。

4. 輸送条件について

輸送条件については下記の通りです。

1. 物品確認のため原則として主催者は入庫及び出庫時の立ち会いをすること。
2. 展示物は壊れやすく研究対象かつ希少価値のあるものであるため、善良なる管理者の注意義務をもって、損傷、磨耗、欠損するリスクを最小限にとどめるよう輸送（梱包から展示するまでの一連の行為を含む。）を実施すること。
3. 展示物の輸送にあつては、精密機器扱いの輸送とすること。
4. 展示物の輸送にあつては、振動対策としてエアサス車を利用すること。
5. 展示物の輸送にあつては、振動対策として低速走行での輸送を行うこと。
6. 展示物の移設にあつては、振動を最小限におさえるため床養生を行うこと。
7. イトカワ微粒子（フランジ入り）が入ったケースは、いかなるときもケースに表示された上下方向を維持して輸送すること。
8. イトカワ微粒子（フランジ入り）は、専用のケースに入れ鍵による施錠を行うこと。
9. 輸送後には各展示ケースと基本セットを固定するネジの増し締め作業を行うこと。
10. 展示物を展示ケースに収める際には、素手では取り扱わずパウダフリーの手袋を着用することやレンズ部分やフランジのガラス面には触れない等、善良なる管理者の注意義務を払って設置すること。

以上